

令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかる
ネーミングライツパートナー紹介契約書
(ひな型)

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が実施する令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業において、乙が甲に対して、ネーミングライツパートナーとなる見込顧客を紹介することに関する契約（以下「本契約」という）を、次のとおり締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ネーミングライツ」とは、甲が所有する施設又は甲が実施するイベント等（以下「対象施設等」という。）に条例等で定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利をいう
- (2) 「ネーミングライツパートナー」とは、前号の権利を取得した民間企業等（以下「パートナー」という。）をいう
- (3) 「ネーミングライツパートナーシップ協定」とは、ネーミングライツ及び当該ネーミングライツに関連して特定の役務の提供を受ける権利その他ネーミングライツに関連する特定の権利を民間企業等に付与し、それに対する対価を得ることを目的とする協定をいう
- (4) 「見込顧客」とは、甲の実施する大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業に申し込み、ネーミングライツを取得する意思がある民間企業等をいう

（顧客の紹介）

第2条 乙は甲に対して、令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業において対象施設等のネーミングライツを取得しようとする見込顧客を紹介する。

- 2 乙が見込顧客を探すにあたって、令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかる情報を提供するときは、乙の責任において行うものとし、乙は、甲が乙に提供した資料もしくは甲が許可した資料、情報等を使用しなければならない。
- 3 甲は乙に対し何らの代理権を付与するものではない。乙は、甲から何らかの権利・権限等を授権・委託等されているかのように装ってはならず、甲の代理店・使者等として契約を締結したり、意思表示や事実行為を行ったりしてはならない。
- 4 乙から甲への見込顧客の紹介は、当該見込顧客と調整を経た書面（令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店募集要項 様式1）（以下「様式1」という。）により行うことで成立し、乙は甲に対して、当該見込顧客に関する情報（名称、所在地、担当者の氏名及び連絡先等）を提供するものとする。
- 5 前項の様式1は、様式1記載の見込顧客が令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかる申込書を甲に提出するまでに、甲に提出しなければならない。
- 6 前項の申込書と様式1の内容に齟齬がある場合、当該様式1は無効とする。

- 7 乙が様式1を提出した日の翌日から起算して30日以内に、様式1記載の見込顧客が令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかる申込書を甲に提出しなかったときは、乙が提出した当該様式1は無効とする。ただし、乙による再提出を妨げない。
- 8 甲が、令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介契約を締結する複数の広告代理店より、同一見込顧客の同一内容の紹介を受けたときは、甲に対し初めに見込顧客の紹介を行った広告代理店の紹介のみを有効とする。

(通知)

第3条 甲は乙に対し、紹介した見込顧客が大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業実施要綱等に基づく、ネーミングライツパートナー決定にかかる一連の流れにおいて、次の各号に該当したときは、速やかに書面により通知する。

- (1) 優先交渉権者として決定したとき
- (2) ネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始したとき
- (3) 審査等によりネーミングライツを取得できないことが明らかとなったとき

(費用)

第4条 見込顧客の紹介に関連する経費その他の一切の費用は、乙の負担とする。

(紹介料)

第5条 令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかる紹介料の支払いは、当該紹介料にかかる予算の成立を条件とし、紹介料の総額については、乙からの請求のあった年度の予算額を上限とする。

- 2 甲は、様式1記載の見込顧客がパートナー（以下「丙」という。）となり、ネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始し、第6条第1項の規定に基づき乙が紹介料の支払いを請求したときは、乙に対し、紹介料を支払う。
- 3 前項に定める紹介料は、甲が丙とネーミングライツパートナーシップ協定で定めるネーミングライツ料（年額・税別）の30%相当額（税別）とする。
- 4 複数の見込顧客の紹介（本契約以外の令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介契約を締結した広告代理店による見込顧客の紹介を含む。）があった場合は、その見込顧客におけるネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用が開始された順に（愛称の使用が開始された日が同日の場合は、様式1の提出時点が早いものから順に）優先して紹介料を支払う。
- 5 令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかる紹介料の総額が予算額を超過したことにより紹介料の全額を支払えない場合の紹介料については、次の各号に定める額とする。
- (1) 甲から乙への紹介料の支払いにより、紹介料の総額が予算額を超過する場合
予算額に達するまでの額

- (2) 甲から乙へ紹介料を支払う前に紹介料の総額が予算額に達している場合
零

(紹介料の支払い)

第6条 乙は、第5条第2項に規定する紹介料を請求するときは、丙がネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始した日の翌日から起算して30日以内に、甲が指定する請求書様式により請求しなければならない。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に紹介料を支払う。

3 乙は、第1項の期間内に甲に対して紹介料の支払いを請求しなかった場合は、紹介料の請求を放棄したものと甲がみなすことに予め同意する。

4 紹介料の支払いは、甲が丙と締結するネーミングライツパートナーシップ協定の期間に関わらず、1回限りとする。なお、協定が更新された場合も、同一の協定とみなし、紹介料は支払わないものとする。

5 本契約期間内に紹介された見込顧客が、本契約満了後にパートナーとなり、ネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始した場合も、乙からの請求により、甲は乙に紹介料を支払うものとする。

(契約期間)

第7条 本契約の有効期間は、契約の締結日より令和8年9月30日までとする。ただし、本契約の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面（乙が申し出るときは、令和8年度大阪市ネーミングライツパートナーー斉募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店募集要項 様式2）により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本契約は更新されることとし、更新の限度は最大で2回とする。

2 前項の規定により本契約の有効期間が更新された場合、1回目の更新後は、本契約各条項中の「令和8年度」は「令和9年度」に、2回目の更新後は、「令和8年度」を「令和10年度」に読み替える。

(契約の解除等)

第8条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき甲が認めたとき。

(2) 乙に、本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。

(3) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(4) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(5) その他、乙が本契約に定める条項に違反したとき。

- 2 甲は前項第1号の社会的信用失墜の認定を行おうとするときは、あらかじめ乙から事情を聴かなければならない。
- 3 その他、甲は、本市の業務上やむを得ない事由が生じた場合は、本契約を解除することができる。
- 4 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合は、甲は未払いの紹介料があっても乙に支払わないものとする。
- 5 乙は、甲の解除により被害を被ったとしても、甲に損害賠償を請求することができない。ただし、第3項の規定に基づく場合には、その負担について協議することができるものとする。

(損害の賠償)

- 第9条 甲及び乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。
- 2 乙は、一連の見込顧客の紹介に起因して、第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(重要な事情変更)

- 第10条 甲及び乙は、本契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(秘密保持)

- 第11条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示、提供または漏洩してはならない。

(契約条項の変更)

- 第12条 本契約のいかなる条項の変更、追加または削除は本契約書に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙の各代表者が記名押印した書面によらない限り効力を生じない。

(裁判管轄)

- 第13条 本契約に関し、紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈)

- 第14条 本契約に関し、疑義または定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

○年○月○日

甲 大 阪 市
財 政 局 長

印

乙 住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

印

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（財政局財務部財務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（財政局財務部財務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の財政局財務部財務課（連絡先：06-6208-7711）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること